

平成30年度公益財団法人京都府体育協会事業計画

【公1】スポーツ普及・活動促進事業

[定款上の根拠: 第4条第1項第2号、4号、6号、8号、9号、10号]

事業名等	趣旨・目的	内 容	主管団体等
【1】スポーツ活動の推進に関する事業 (1)国民体育大会等派遣・選手選考会事業	(公財)日本スポーツ協会が国及び開催地の都道府県と共同して開催する国民体育大会への選手等の派遣及び選手選考会の開催等を行うことにより、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚し国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツを振興する。	○第73回国民体育大会 〈会期前開催〉 平成30年9月9日(日)～9月17日(月) 〈本大会〉 平成30年9月29日(土)～10月9日(火) 開催地: 福井県 ○第74回国民体育大会冬季大会 〈スケート・アイスホッケー〉 平成31年1月30日(水)～2月3日(日) 開催地: 北海道釧路市 〈スキー〉 平成31年2月14日(木)～17日(日) 開催地: 北海道札幌市 上記大会に京都府選手団を派遣する。	京都府体育協会 (競技力強化委員会)
		○第73回国民体育大会近畿ブロック大会 平成30年6月27日(水)～8月26日(日) 開催地: 和歌山県(大阪府) ○第74回冬季国民体育大会近畿ブロック大会 〈アイスホッケー〉 平成30年12月1日(土)～12月4日(日) 開催地: 大阪府 上記大会に京都府選手団を派遣する。	京都府体育協会 (競技力強化委員会)
		○選手選考会 国民体育大会実施要項総則及び同競技別実施要項の定めにより、平成30年4月1日から平成31年1月31日までの間に当該競技団体が実施する。	当該競技団体 京都府体育協会 (競技力強化委員会)
(2)京都府民総合体育大会事業	京都府民の誰もが様々な形で集い、競技し、交流することにより、府民の生涯にわたるスポーツ活動の振興を図るとともに、地域の活性化に資する。	京都府民を対象に、市町村対抗競技会15競技19種別・種目別交流大会2種目・種目別競技会・地域交流大会・マスターズ大会等を平成30年4月1日から平成31年2月28日までの間に、それぞれの主管団体が実施する。 オープニングフェスティバルは、平成30年10月28日(日)亀岡市総合運動公園他において開催する。	当該競技団体 市町村体育団体 京都府体育協会 (普及委員会)
(3)全国スポーツ・レクリエーション祭等派遣事業	シニア世代のスポーツ・レクリエーション活動への参加意欲を喚起し、府民の生涯スポーツ活動の振興に資する。	○全国スポーツ・レクリエーション祭等への対応	京都府体育協会 (総務委員会)
【2】スポーツ医・科学に関する事業 (1)スポーツ医・科学研究推進事業	府民スポーツ及び競技力向上に係る医・科学的研究を推進し、その成果を効果的に指導者や選手に提供する。	○国体選手の医・科学サポートに関する研究 ◆アンチドーピング講習会 ◆メディカルノート作成 ◆アンチドーピング相談施設あんないりフレット作成等	京都府体育協会 (スポーツ科学委員会)
		○京都府スポーツセンタースポーツ医・科学室における測定及び相談事業の実施 ◆高校生競技力向上サポート事業 ◆基礎体力測定 ◆総合筋力測定 ◆栄養相談・医事相談	京都府体育協会 (スポーツ科学委員会)
(2)スポーツ医・科学相談事業	高校生のトップアスリートを中心とした競技選手の競技力向上を図るとともに、併せて府民の健康増進に寄与する。		

【公2】 スポーツ指導者養成・生涯スポーツ推進事業

[定款上の根拠:第4条第1項第10号、11号、12号]

事業名等	趣旨・目的	内 容	主管団体等
【1】競技別スポーツ指導者の養成に関する事業 (1)スポーツ指導者養成事業	地域のスポーツ団体等において指導を行っている者等について(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の資格取得を通して、意欲の高揚、知識の拡充、技術の向上など、資質向上を図り、地域のスポーツ団体等の中心となる指導者として養成する。	受講年の4月1日現在、満18歳以上の者(一部の競技を除く)で1競技10名以上を対象に、共通科目35時間(NHK通信講座)・専門科目40時間の合計75時間の講習会を平成30年4月1日から平成31年1月27日までの間に競技別に各競技団体に委託して実施する。 (実施希望団体) バレーボール・ソフトテニス・空手道・ゲートボール	京都府体育協会 (指導者委員会) 当該競技団体
(2)京都府スポーツ指導者研修事業	(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者について、資格更新のための義務研修(有効期限が切れる6ヶ月前まで)を通して、現場での指導活動に際して最新の知識・情報を提供する。	(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の義務研修(有効期限が切れる6ヶ月前まで)として、合計300名程度を対象に、講演(講義)3時間の研修会を平成30年7月と12月・平成31年2月に本会が実施する。	京都府体育協会 (指導者委員会)
【2】生涯スポーツ指導者の養成に関する事業 (1)生涯スポーツ指導者研修会	府内の生涯スポーツの推進に必要な指導者の育成と資質の向上を図るための研修会等を府内の幅広い団体において実施し、本府における生涯スポーツ社会の実現を目指す。	対象者:生涯スポーツ指導者及び中学・高等学校の指導者 研修内容:講演・実技・研究協議等4時間程度	京都府体育協会 (指導者委員会)
(2)生涯スポーツ地区別研修会	生涯スポーツの推進に必要な指導者の育成と資質の向上を図るための研修会を実施し、本府における生涯スポーツ社会の実現を目指す。	対象者:各地区(京都市、乙訓、山城、南丹、中丹・丹後)体育・スポーツ指導者等 研修内容 ①スポーツ振興に関する講演・講義等 ②指導者相互の研究協議 ※①・②とも各2時間 計4時間	各地区体育協会連絡協議会
(3)スポーツリーダー・アシスタントマネジャー養成講習会	総合型地域スポーツクラブなどでマネジメントを担当している人や、これから担当予定の人等について、(公財)日本スポーツ協会公認アシスタントマネジャーの資格取得を通して、既存のスポーツ団体や総合型地域スポーツクラブの普及・発展に貢献する指導者を育成する。	○受講の案内 府内スポーツクラブ・スポーツ団体関係者等を対象に受講講座の案内を行う。 ○講習会の内容と資格取得 ◆府内で開催されるスポーツリーダー養成講習会(2日間実施)の案内 ◆近隣府県で開催されるアシスタントマネジャー養成講座(2日間)の案内 ◆受講者は、講習を終了し(他に通信講座で共通科目35時間受講が必要)、検定に合格した証明を添えて「日体協」に申請すると、公認アシスタントマネジャーとしての資格が取得できる。	京都府体育協会 (指導者委員会)

【公3】 地域スポーツ推進・総合型地域スポーツクラブ等育成事業

[定款上の根拠:第4条第1項第4号、10号]

事業名等	趣旨・目的	内 容	主管団体等
<p>【1】もっと元気な京都のスポーツ推進事業 (1) もっと元気なクラブ創生・育成支援事業</p>	<p>総合型地域スポーツクラブ、京都府総合型地域スポーツクラブ連絡協議会や今後クラブに発展する団体が市町村体育団体などやクラブ間で協力・協働・連携し、より地域を活性化していく事を目的とする。</p>	<p>○京都クラブネットワーク創生支援事業 ◆京都府総合型地域スポーツクラブ連絡協議会、各ブロック連絡協議会の活動に助成する。 ◆ブロック単位での交流会、イベントや研修会などの協働事業に助成する。</p> <p>○京都らしいスポーツコミュニティクラブ創造・育成事業 ◆市町村体育団体、競技団体、高校や大学とクラブとの連携事業に助成する。 ◆地域特性を活かしたクラブの新規事業に助成する。 ◆総合型クラブへ発展するための教室、イベント等の活動に助成する。</p>	<p>京都府体育協会</p>
<p>(2) もっと元気な地域活性化事業</p>	<p>スポーツを通じて、地域の企業・行政・団体・総合型地域スポーツクラブ等が連携し、観光や文化も含めた地域の活動を支援し、活性化を進めることを目的とする。</p>	<p>○京都ふるさとパワーアップ支援事業 ◆市町村・市町村体育団体が主体となる活動◆スポーツをコミュニケーションツールとして、地域の企業・団体・大学・クラブ等とコラボレーションし、観光資源、文化的施設等と連携し、「もっと 元気な京都のスポーツ」を実現するための地域の活動に助成する。</p> <p>○京都いきいきすこやかスポーツ交流事業 ◆府競技団体・市町村・市町村体育団体(地区連絡協議会などを含む)等が実施する活動 ◆スポーツ実施率の向上を目指し、地域住民参加型のスポーツイベントに助成する。 ◆中、高齢者のスポーツ教室や健康寿命を延ばすイベント等に助成する。 ◆健常者と障がい者のスポーツ交流教室やイベントに助成する。 ◆普及と競技力向上を目的としたジュニアの小・中・高校の一貫指導体制を実践する活動に助成する。</p> <p>○府民総体オープニングフェスティバル支援事業 ◆市町村・市町村体育団体が実施する活動 ◆府民総体オープニングフェスティバル開催日の前後一週間に開催する地域住民参加型のスポーツ教室などのイベントに助成する。</p>	<p>京都府体育協会</p>
<p>【2】総合型地域スポーツクラブ育成推進事業</p>	<p>総合型地域スポーツクラブ育成推進するために独立行政法人日本スポーツ振興センター助成の「アドバイザー配置事業」・「スポーツ団体活動事業」を活用し、本府の生涯スポーツ社会の実現に向け、京都府広域スポーツセンターと連携し、アドバイザーを配置し、府内の総合型地域スポーツクラブの育成のための指導助言及び巡回指導を行うとともに京都府総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の自立に向けて支援する。</p>	<p>○総合型クラブ育成推進事業 ◆アドバイザーの指定 ◆既存クラブの育成・支援 ◆創設クラブの指導・支援 ◆指導者育成等</p> <p>○広域スポーツセンター連携 ◆アドバイザーの配置 ◆情報提供の充実 ◆各種団体との連携 ◆京都府総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の自立に向けた支援</p>	<p>京都府体育協会 (普及委員会)</p>

【公4】 京都府スポーツ少年団事業

[定款上の根拠:第4条第1項第7号]

事業名等	趣旨・目的	内 容	主管団体等
【1】スポーツ少年団の人材育成に関する事業 (1)指導者育成 ア スポーツ少年団認定員養成講習会	スポーツ少年団認定員の資格取得を通して、資質向上を図り、スポーツ少年団の中心となって活躍できる指導者を養成することで、スポーツ少年団の活動の充実を図る。	○スポーツ少年団認定員の資格取得のための講習の実施 ○認定及び認定証の交付等 ○資格取得者の活用	京都府スポーツ少年団 日本スポーツ少年団 市町村スポーツ少年団
イ 指導者協議会研修支援	京都府スポーツ少年団指導者協議会が実施する各種研修事業を支援する。	○府スポーツ少年団指導者研修会の開催 ○全国・近畿の研究大会等に派遣	京都府スポーツ少年団
ウ 幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム普及促進研修会	幼児期から就学前の団員の指導方法を周知し、スポーツ少年団の活動の充実を図る。	○幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム普及促進研修会の開催	京都府スポーツ少年団
(2)リーダー育成 ア ジュニア・リーダー・スクール(ジュニア・リーダー資格認定講習会)	日本スポーツ少年団によるジュニア・リーダーの資格取得を通して、団員の模範となって活動する団員となるジュニア・リーダーとして養成する。	○小学5年以上中学生までの団員を対象に20時間以上のスポーツ講座を実施 ○認定及び認定証の交付等 ○資格取得者の活用	京都府スポーツ少年団 日本スポーツ少年団 市町村スポーツ少年団
イ リーダー会活動支援	リーダー交流大会等を支援し、資質向上を図る。	○京都府リーダー交流大会の実施 ○全国・近畿の連絡会等への派遣	京都府スポーツ少年団
【2】スポーツ少年団活動の推進に関する事業 (1)スポーツ少年団交流事業	府内の団員・リーダー・指導者が相互の情報交換等を行い、団員の交流活動の促進と単位団活動の活性化を図る。	○野外活動、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等2泊3日の研修を実施 ○参加した団員は、「日本スポーツ少年団ジュニア・リーダー」として認定	京都府スポーツ少年団
(2)各種目別交流大会	日頃の活動の成果を発揮し、技術向上を目指す。	○軟式野球、サッカー、剣道、バレーボール、少林寺拳法、ミニバスケットボール、ホッケー、ソフトボール、ソフトテニス	京都府スポーツ少年団 主管団体
(3)日独同時交流事業	日独の少年団の指導者と団員が互いに相手国を訪問し、国際経験豊かなリーダーを育成する。	○グループに分かれて各地でホームステイ、スポーツ交流や視察研修等のプログラムを約3週間にわたり実施する交流事業	受入市町村スポーツ少年団等
(4)各種大会派遣事業	他の都道府県スポーツ少年団との交流による府少年団の活性化を図る。	○全国大会・近畿大会に参加する単位団の指導者及び団員に対する支援	京都府スポーツ少年団
(5)近畿スポーツ少年大会	近畿2府4県持ち回り開催で、団員の交流活動、単位団活動の活性化を図る。	○京都府開催の場合:京都府スポーツ少年団交流大会を兼ねて開催 ○他府県開催:参加者を募集	京都府スポーツ少年団
【3】市町村スポーツ少年団活動の支援に関する事業 (1)市町村スポーツ少年団活動強化事業	市町村スポーツ少年団活動の活性化と組織の充実、指導者の資質向上を図る。	○市町村スポーツ少年団が実施する事業に対する助成 ◆市町村内交流・交歓事業 ◆市町村間交流・交歓事業 ◆体力テスト事業 ◆指導者組織育成事業 ◆母集団育成事業 ◆リーダー会育成事業 ◆女子団員加入促進事業 ◆その他活動を活性化させる事業	京都府スポーツ少年団
(2)団員拡充事業	スポーツ少年団未加入の児童生徒に対して、スポーツ少年団の啓発と加入促進を図る。	○市町村スポーツ少年団が実施する次の事業に対する助成 ◆未加入の児童生徒と団員の交流を図る事業 ◆スポーツ少年団体験入団事業	京都府スポーツ少年団

【収1】 京都府スポーツセンター事業

[定款上の根拠:第4条第1項第13号]

事業名等	趣旨・目的	内 容	主管団体等
京都府スポーツセンター管理事業	京都府スポーツセンターの会議室・団体事務室の利用を促進し、収益を本会の公益目的事業に活用する。	○京都府スポーツセンター管理業務	

【他1】 スポーツ関係者交流・表彰等事業

[定款上の根拠:第4条第1項第2号、3号]

事業名等	趣旨・目的	内 容	主管団体等
(1)交流事業	府内のスポーツ関係者が一堂に会し、本府スポーツ界の更なる充実・発展を期する。	○関係者懇談会を本会が開催する。	京都府体育協会 (総務委員会)
(2)表彰事業 ア 京都府体育協会表彰事業	本会の発展及びスポーツ振興に顕著な功績があった者、または団体を表彰する。 本会設立90周年を記念する諸事業を実施する。	○本会及び本会加盟団体から推薦された功労者及び優秀選手(個人・チーム)を表彰し、また、「京都スポーツ振興会基金」により、記念品を贈呈する。 ○ 記念史の作成(80周年～) ○ 記念催事を開催	京都府体育協会 (総務委員会) 京都府体育協会 (総務委員会)
イ 京都府スポーツ少年団表彰事業	スポーツ少年団活動の発展に貢献し、その功績が顕著な者、または規範となる団体等を表彰する。	○本部委員会、専門部委員長等の推挙により功労者、単位団等を表彰する。	京都府スポーツ少年団
(3)その他	府内のスポーツ関係者に対する情報提供等	○京都府体協時報発行 ○本会ホームページに最新情報掲載 ○募金活動・賛助会員入会推進 ○各種大会等協力支援	京都府体育協会